

環創環評第467号

平成28年3月14日

アイテック株式会社  
代表取締役 前田 幸治 様

横浜市長 林 文子

アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業に係る  
第2分類事業の判定について（通知）

平成27年10月21日に、横浜市環境影響評価条例第15条第1項の規定により届出のあった第2分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を、横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項の規定に基づいて判断した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、今後、同条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

また、横浜市環境影響評価条例第15条第2項の規定に基づいた諮問に対する答申において、横浜市環境影響評価審査会から付帯意見がありました。事業の実施にあたっては、付帯意見にも十分配慮されるよう申し添えます。

環境創造局環境影響評価課

山口、永幡、岩田

電話 045-671-4245